

常滑市立南陵中学校いじめ防止基本方針（概略版）

1 いじめの防止についての基本的な考え方

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【いじめ防止対策推進法第2条第1項】

（2）南陵中学校におけるいじめ防止に関する基本理念

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、人として決して許されない行為である。いじめ問題への取組にあたっては、学校全体で組織的な取組を進めるとともに、学校、家庭、地域が一体となって、継続して「未然防止」「早期発見」「早期対応」に取り組む必要がある。

学校は生徒が、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んで行く。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進めることが大切である。

（3）南陵中学校におけるいじめ防止のための基本方針

- ① 本校の重点努力目標である「命を大切にし 志をもった生徒の育成」を具現化することが、いじめ防止につながる。全教職員の共通理解と協力による教育活動全体でいじめ防止を進める。
- ② 「未然防止」「早期発見」「早期対応」の一連の取組を、P D C Aサイクルで年間を通して実施する。
- ③ いじめの防止等に関する指導を実効的・計画的に行うための対策委員会を組織する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

- （1）いじめ・不登校対策委員会の設置（年4回程度：職員会にて行う場合を含む）
- （2）生徒指導部会の設置（週1回）
- （3）緊急対策会議の設置（いじめ事案発生時）

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

- （1）いじめの未然防止の取組
 - 認め合う学級・学年集団づくり
 - 分かる授業づくり
 - 道徳教育・人権教育の充実
 - 保護者や地域への働きかけ
 - 教職員の連携・資質向上
- （2）いじめの早期発見の取組
 - いじめアンケートの実施
 - 教育相談の充実
 - 外部相談窓口の紹介
 - 相談できる人間関係づくり
 - 保護者との連携

(3) いじめに対する措置（早期対応の取組）

- 緊急対策会議の開催
- 市教育委員会との連携
- 関係機関との連携
- 生徒への指導・支援

4 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

【いじめ防止対策推進法第28条第1項及び国の基本方針より】

(2) 重大事態への対応の流れ

- ① 重大事態が発生した旨を常滑市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 常滑市教育委員会が調査の主体を学校と判断した場合、調査組織を設置する。
- ③ 調査組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 調査結果を常滑市教育委員会へ報告する。
- ⑥ 調査結果を踏まえた必要な指導・措置を行う。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクル（P L A N→D O→C H E C K→A C T I O N）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施（1月）し、いじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- 「学校いじめ防止基本方針」は、4月に学校のホームページに掲載する。
- 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。